

「残さず食べよう！にいがた県民運動」登録証 サービス提供運用マニュアル

令和8年度新潟県3R推進キャンペーン事務局

2026年10月

- 本マニュアル記載内容について、店舗スタッフの皆様へ周知をお願いいたします。
- お客様から質問があった場合は、本マニュアルの記載内容に沿って、可能な範囲でご対応をお願いいたします。
- ご不明な点や店舗での対応が難しいトラブル等が発生した場合は、下記事務局までお問い合わせください。

お問い合わせ先

令和8年度新潟県3R推進キャンペーン事務局（株式会社新潟日報メディアネット 広告部内）

電話：025-383-8025 FAX：025-383-8018 メール：3r-suishin@niigata-mn.co.jp

（業務委託先：新潟県環境局資源循環推進課）

1. 概要

(1) 企画概要

参加者が店頭で「残さず食べよう！にいがた県民運動 登録証」を提示した際に、各店舗で設定いただいたサービスを提供していただくものです。

※「令和8年度新潟県3R推進キャンペーン」の一環として、期間限定で実施します。

(2) サービス提供期間

令和8年11月1日（日）～令和9年2月28日（日）

期間中に登録証を提示された方へのサービス提供をお願いいたします。

(3) 登録証の形態

登録証は、スマートフォン等で表示する「電子登録証（デジタルデータ）」として発行します。

※参加者が提示する画面のデザインは、下記3「登録証の確認ポイント」に記載の「登録証見本」を参照してください。

(4) 登録証の発行

令和8年10月下旬より順次、受付および発行

(5) 店頭掲示物について

新潟県のホームページからダウンロードしてご利用いただけるツールをご用意いたします。

以下のページに掲載する予定ですので、ご確認のうえご利用ください。

掲載ページ：

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigenjunkan/nokosazutabeyoucpn2026.html>



「残さず食べよう！にいがた県民運動」の詳細は、新潟県のホームページからもご確認いただけます。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigenjunkan/nokosazutabeyou.html>



2. 登録証の確認手順

- (1) 「残さず食べよう！にいがた県民運動」登録者が、スマートフォン等の携帯端末で「登録証」を提示します。



- (2) 店舗スタッフ様は画面の登録証を目視でご確認ください。
※確認は目視のみで構いません。消し込み操作や専用端末等は不要です。



- (3) 確認後、各店舗で設定いただいたサービスをご提供ください。

3. 登録証の確認ポイント

<登録証見本>



登録証には、登録No.と登録日が記載されています。

(※氏名の記載はありません。)

登録証の提示を受けた際は、登録No.と登録日が記載されていることを確認してください。

4. 想定事例と対応方法

<店舗様⇄登録者>

- 登録証がうまく表示できない／スマートフォンを忘れた

⇒原則として、登録証を確認できない場合は、サービスを提供できない旨をご案内ください。

- サービス提供期間終了後（令和9年3月1日以降）に登録証を提示された場合

⇒サービス提供期間は令和9年2月28日までとなります。期間終了後は、サービスを提供していただく必要はありません。

<店舗様⇄事務局>

- 申請したサービス内容や提供条件を変更したい場合

⇒事務局までご連絡ください。

- 営業時間等、店舗情報に変更が生じた場合

⇒事務局までご連絡ください。

5. その他（事務局からのお願い）

（１）店舗様のSNSやホームページ等でも、本取組のPRにご協力いただけますと幸いです。

（２）サービス提供期間終了後、利用状況等について事務局から確認させていただく予定です。

お手数ですが、以下の項目について、記録・把握をお願いいたします。

- ①登録証の提示に基づくサービスの利用件数（延べ件数）
- ②利用者や店舗スタッフから寄せられた意見・感想
- ③本取組を実施して良かった点や運用上の課題・改善点

※①は必須、②③は把握できる範囲でお願いいたします。